

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 大 石 薫  
(公 印 省 略)  
酒田市監査委員 進 藤 晃  
(公 印 省 略)

財政援助団体等監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により、下記のとおり公の施設の指定管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知してくださるようお願いいたします。

記

1 監査対象及び監査の期間

監査対象			監査の期間	監査委員 聴取日
施設等の名称	団体名	所属部局		
観光物産館	一般社団法人 酒田観光物産協会	地域創生部 交流観光課	5月17日～ 6月30日	6月6日

2 監査の範囲

令和4年度の指定管理に係る団体の出納その他の事務の執行状況及び所管部局の事務執行状況

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった出納その他の事務の執行等については、次のとおり指摘すべき点が見受けられたので改善されたい。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意または改善を促したので省略した。

## 【指摘事項】

業務報告書の提出について（一般社団法人酒田観光物産協会、地域創生部交流観光課）

酒田市観光物産館の管理に関する包括協定（以下「包括協定」という。）第 23 条第 1 項には、毎月終了後概ね 10 日を目処に業務報告書（指定管理業務の実施状況、施設の利用状況など）を市長に提出するものとされているが、入館者数、売上の報告及びバス利用台数をメールで送付しているのみで、必要事項の記載された業務報告書の提出がなされておらず、自家用電気工作物年次点検報告書で高圧ガス開閉器などの改修を求められていることが、市へ報告されていなかった。

指定管理者は包括協定にのっとり業務報告書を適正に提出すること。

市は業務報告書の提出を求め、指定管理業務の状況を確認すること。

物品等の管理について（地域創生部交流観光課）

指定管理者が管理する施設及び物品等について、酒田市観光物産館の管理に関する包括協定（以下「包括協定」という。）第 4 条第 1 項で、市が提示する財産台帳及び物品台帳によると規定されているが、提示された備品台帳は、包括協定締結前に廃棄した備品、指定管理対象外の備品が記載されているなど現状と一致していないため、指定管理者が現物を確認することができず、また、市も現物確認を行っていない。

市は指定管理者が管理すべき物品等を明確に提示した上で、包括協定にのっとり適正に管理すること。